

第 1 2 号議案

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 開かれたアトリエの使用者 別表第 2 に掲げる額

別表第 1 中「基本使用料」を「使用料」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

開かれたアトリエ使用料

| 使用時間区分 | 単位 | 使用料 |
|-----------------|------|---------|
| 午後 6 時～午後 1 0 時 | 1 時間 | 8 2 5 円 |

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、使用料に使用時間に乗じて得た額の 1 0 割相当額を加算する。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、

- 使用料に使用時間を乗じて得た額の10割相当額を加算する。
- 3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の4割相当額を加算する。
 - 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき825円とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 庁舎地下1階に設けた開かれたアトリエの使用料等を次のとおり定めること。

| 使用時間区分 | 単位 | 使用料 |
|------------|-----|------|
| 午後6時～午後10時 | 1時間 | 825円 |

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。